

災害特別緊急融資

(上越市農林水産業者専用)

新井信用金庫の営業地域内（上越市内）において農業を営んでいるみなさまの中で、令和6年能登半島地震により事業環境に変化が生じ事業進展に影響が発生している、または今後その影響が予想される方々の資金繰りを支援いたします。

対象となる方

農林水産業を営む個人事業主及び法人で、令和6年能登半島地震のため資金繰り等に影響が出ている、または今後その影響が予想される方。

上越市の支援 (令和6年3月29日までの融資実行が要件になります。)

- ・借入れ後2年間の利子相当額（最大1.5%）を一括補助
- ・借入れ後2年分の保証料相当額を一括補助（県農業信用基金協会を利用した場合）

融資条件

取扱期間 令和6年2月1日より令和6年3月29日まで

融資金額 5,000万円以内

資金使途 運転資金、設備資金

融資利率 所定金利の△0.1%

融資方法 証書貸付(元金均等返済)
(金庫新長期貸出最優遇金利基準随時変動型)

手形貸付(固定金利)

融資期間 証書貸付 10年以内（据置期間2年以内）

手形貸付 1年以内

保証人 個人事業主 必要ありません

法人 原則 代表者の方1名

県農業信用基金協会 申込人の状況に応じて利用していただきます

お申込先

新井信用金庫

脇野田支店 中郷支店 板倉支店 三和支店

各店の融資窓口・渉外担当者にお気軽にご相談ください